

議案第 1 3 2 号

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

月額報酬表

適用範囲	号給	報酬額（円）
1 一般事務等職員	1	1 7 7, 0 0 0
	2	1 7 8, 3 0 0
	3	1 7 9, 7 0 0
	4	1 8 1, 1 0 0
	5	1 8 2, 4 0 0
	6	1 8 3, 7 0 0
	7	1 8 5, 1 0 0
2 消費生活センター相談員その他の職員で規則に定めるもの	1	1 7 8, 6 0 0
	2	1 7 9, 9 0 0
	3	1 8 1, 4 0 0
	4	1 8 2, 7 0 0
	5	1 8 4, 1 0 0
	6	1 8 5, 4 0 0
	7	1 8 6, 7 0 0
3 公民館長その他の職員で規則に定めるもの	1	1 9 2, 8 0 0
	2	1 9 4, 2 0 0

	3	195,800
	4	197,200
	5	198,700
	6	200,100
	7	201,600
4 保育士（担任）、幼稚園教諭（担任）	1	201,500
	2	203,000
	3	204,600
	4	206,100
	5	207,700
	6	209,200
	7	210,700
5 生活相談員	1	214,300
	2	215,900
	3	217,600
	4	219,200
	5	220,900
	6	222,500
	7	224,100
6 防災専門員	1	226,000
	2	227,700
	3	229,500
	4	231,200
	5	232,900
	6	234,600
	7	236,300
7 幼稚園長、幼稚園型認定こども園長	1	262,400
	2	264,300
	3	266,500
	4	268,500

	5	270,400
	6	272,400
	7	274,400
8 北橘歴史資料館長	1	107,200
	2	108,000
	3	108,800
	4	109,600
	5	110,500
	6	111,300
	7	112,100
9 社会教育指導員	1	129,200
	2	130,100
	3	131,200
	4	132,200
	5	133,100
	6	134,100
	7	135,100
10 教育研究所所長	1	154,200
	2	155,300
	3	156,600
	4	157,700
	5	158,900
	6	160,100
	7	161,200
11 青少年センター指導員	1	150,300
	2	151,400
	3	152,600
	4	153,700
	5	154,900
	6	156,000

	7	1 5 7, 1 0 0
1 2 家庭児童相談員	1	1 7 3, 5 0 0
	2	1 7 4, 8 0 0
	3	1 7 6, 2 0 0
	4	1 7 7, 5 0 0
	5	1 7 8, 8 0 0
	6	1 8 0, 1 0 0
	7	1 8 1, 4 0 0

備考 第1項から第7項までの職員のうち、一般職非常勤職員の勤務時間
 条例第3条第1項の規定により定められた勤務日が5日未満の場合は、
 勤務日を5日で除して得た数を乗じて得た額とすることができる。この
 場合において、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものと
 する。

別表第2の18の項を次のように改める。

1 8 薬剤師（診療所）	1	3, 0 3 5
	2	3, 0 5 5
	3	3, 0 8 0
	4	3, 1 0 5
	5	3, 1 2 5
	6	3, 1 5 0
	7	3, 1 7 0

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

群馬県地域別最低賃金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであ
 る。

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第1（第3条関係） 月額報酬表			別表第1（第3条関係） 月額報酬表		
適用範囲	号給	報酬額（円）	適用範囲	号給	報酬額（円）
1 一般事務等職員	1	177,000	1 一般事務等職員	1	176,700
	2	178,300		2	178,000
	3	179,700		3	179,400
	4	181,100		4	180,800
	5	182,400		5	182,100
	6	183,700		6	183,400
	7	185,100		7	184,800
2 消費生活センター相談 員その他の職員で規則に 定めるもの	1	178,600	2 消費生活センター相談 員その他の職員で規則に 定めるもの	1	178,300
	2	179,900		2	179,600
	3	181,400		3	181,100
	4	182,700		4	182,400
	5	184,100		5	183,700
	6	185,400		6	185,100
	7	186,700		7	186,400
3 公民館長その他の職員 で規則に定めるもの	1	192,800	3 公民館長その他の職員 で規則に定めるもの	1	192,500
	2	194,200		2	193,900
	3	195,800		3	195,500
	4	197,200		4	196,900
	5	198,700		5	198,400
	6	200,100		6	199,800
	7	201,600		7	201,300
4 保育士（担任）、幼稚 園教諭（担任）	1	201,500	4 保育士（担任）、幼稚 園教諭（担任）	1	201,100
	2	203,000		2	202,600
	3	204,600		3	204,200
	4	206,100		4	205,700
	5	207,700		5	207,200
	6	209,200		6	208,800
	7	210,700		7	210,300

5 生活相談員	1	214,300
	2	215,900
	3	217,600
	4	219,200
	5	220,900
	6	222,500
	7	224,100
6 防災専門員	1	226,000
	2	227,700
	3	229,500
	4	231,200
	5	232,900
	6	234,600
	7	236,300
7 幼稚園長、幼稚園型認定こども園長	1	262,400
	2	264,300
	3	266,500
	4	268,500
	5	270,400
	6	272,400
	7	274,400
8 北橋歴史資料館長	1	107,200
	2	108,000
	3	108,800
	4	109,600
	5	110,500
	6	111,300
	7	112,100
9 社会教育指導員	1	129,200
	2	130,100
	3	131,200
	4	132,200
	5	133,100
	6	134,100
	7	135,100
10 教育研究所所長	1	154,200
	2	155,300

5 生活相談員	1	213,900
	2	215,500
	3	217,200
	4	218,800
	5	220,400
	6	222,000
	7	223,700
6 防災専門員	1	225,600
	2	227,200
	3	229,100
	4	230,800
	5	232,500
	6	234,200
	7	235,900
7 幼稚園長、幼稚園型認定こども園長	1	261,900
	2	263,800
	3	266,000
	4	267,900
	5	269,900
	6	271,900
	7	273,900
8 選別農薬農法指導員	1	78,100
	2	78,600
	3	79,300
	4	79,900
	5	80,500
	6	81,000
	7	81,600
9 北橋歴史資料館長	1	107,000
	2	107,800
	3	108,700
	4	109,500
	5	110,300
	6	111,100
	7	111,900
10 社会教育指導員	1	129,000
	2	129,900

	3	156,600
	4	157,700
	5	158,900
	6	160,100
	7	161,200
1.1 青少年センター指導員	1	150,300
	2	151,400
	3	152,600
	4	153,700
	5	154,900
	6	156,000
	7	157,100
1.2 家庭児童相談員	1	173,500
	2	174,800
	3	176,200
	4	177,500
	5	178,800
	6	180,100
	7	181,400

備考 第1項から第7項までの職員のうち、一般職非常勤職員の勤務時間
 条例第3条第1項の規定により定められた勤務日が5日未満の場合は、
 勤務日を5日で除して得た数を乗じて得た額とすることができる。この
 場合において、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるもの
 とする。

別表第2（第3条関係）
 時間額報酬表

適用範囲	号給	報酬額（円）
1 事務補助員その他の職員で規則に定めるもの	1	895
	2	900

	3	131,000
	4	132,000
	5	133,000
	6	134,000
	7	134,900
1.1 教育研究所所長	1	153,900
	2	155,000
	3	156,300
	4	157,400
	5	158,600
	6	159,700
	7	160,900
1.2 青少年センター指導員	1	150,000
	2	151,100
	3	152,300
	4	153,500
	5	154,600
	6	155,800
	7	156,900
1.3 家庭児童相談員	1	173,200
	2	174,500
	3	175,900
	4	177,200
	5	178,600
	6	179,900
	7	181,200

備考 第1項から第7項までの職員のうち、一般職非常勤職員の勤務時間
 条例第3条第1項の規定により定められた勤務日が5日未満の場合は、
 勤務日を5日で除して得た数を乗じて得た額とすることができる。この
 場合において、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるもの
 とする。

別表第2（第3条関係）
 時間額報酬表

適用範囲	号給	報酬額（円）
1 事務補助員その他の職員で規則に定めるもの	1	895
	2	900

	3	9 0 5
	4	9 1 5
	5	9 2 0
	6	9 2 5
	7	9 3 5
(略)		
1 8 薬剤師 (診療所)	1	<u>3, 0 3 5</u>
	2	<u>3, 0 5 5</u>
	3	<u>3, 0 8 0</u>
	4	<u>3, 1 0 5</u>
	5	<u>3, 1 2 5</u>
	6	<u>3, 1 5 0</u>
	7	<u>3, 1 7 0</u>

	3	9 0 5
	4	9 1 5
	5	9 2 0
	6	9 2 5
	7	9 3 5
(略)		
1 8 薬剤師 (診療所)	1	<u>3, 0 3 0</u>
	2	<u>3, 0 5 0</u>
	3	<u>3, 0 7 5</u>
	4	<u>3, 1 0 0</u>
	5	<u>3, 1 2 0</u>
	6	<u>3, 1 4 5</u>
	7	<u>3, 1 6 5</u>